

緊急情報伝達システムを導入します

町では、災害が発生した場合など、いち早く住民の皆さまへ正確な情報伝達ができるよう、防災行政無線による新たな緊急情報伝達システムを平成24年4月から導入を予定しています。

1. 御代田町の現状

当町における災害などの緊急情報の伝達は、主にオフトーク通信に頼っています。

しかし、光電話の普及など情報伝達基盤の急速な進展に伴い、平成23年1月末の同通信の加入率は23.31%（加入世帯数1,388世帯）まで減少し、住民の皆さまの生命に関わる災害時の緊急情報の伝達に支障をきたしています。

このため、災害などの緊急情報を住民全体に迅速に伝達するための、新たなシステムの整備が当町における喫緊の課題となっています。

2. 一斉同報情報伝達システムの必要性と国・長野県 の状況

(1)火山の噴火などの災害が発生した場合、正確な災害情報や状況に応じて避難勧告等を一刻も早く地域住

民に伝達することが、被害をなくすもしくは最小化するために最も有効な手段となります。

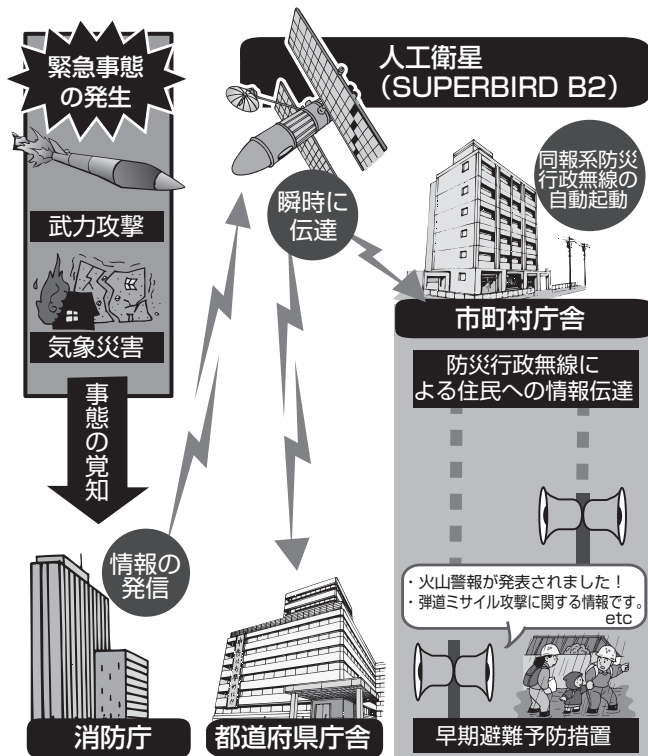
その手段として、役場からの災害情報などを地域に設置した屋外拡声スピーカー施設（鉄柱等にスピーカーが付けられた設備）を通して、建物内外の住民などに対し、一斉に迅速かつ確実に伝達することができ、防災行政無線を、全国の市町村の76.6%（1,341/1,750市町村：平成22年3月末）が導入しています。また、長野県内の整備状況は、77の全市町村中、近隣の佐久市、小諸市、軽井沢町を含む83.1%の64市町村が導入しています。

このように、防災行政無線は、全国の圧倒的多数の市町村にすでに導入されているのが現状です。

(2)国は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）の施行を背景として、緊急情報を瞬時に地方自治体や地域

住民などに、防災行政無線などを利用して伝達する「全国瞬時警報システム（J-ALERT）」の整備を進めており、これらの情報等を受信できる体制を全地方自治体が平成22年

度中に整える予定です。このように防災無線は、災害対応のみならず、国民保護の観点からも重要な役割を担うものとなっています。



J-ALERTは、火山警報、弾道ミサイル攻撃等の対処に時間的余裕がない事態が発生した場合、国が市町村の同報系防災行政無線等を経由して、国民に緊急情報を瞬時に伝達するものです。このため、防災行政無線などが未整備市町村においては、国から早急に整備を図ることが求められています。

3. システム選定経過

導入システムの選定にあたっては、緊急告知システムの趣旨に則り、電波を利用した一斉同報情報伝達システムであり、かつ、県内外で導入実績のあるシステムのそれぞれの機能及び経費等について専門家の意見も参考にしながら比較検討を行いました。

比較検討の結果、新たな緊急情報伝達システムとして整備するシステムは、「同報系防災行政無線」が最適であると判断しました。

【選定の主な理由】

○災害弱者への個別情報発信が行える機能を備えている。

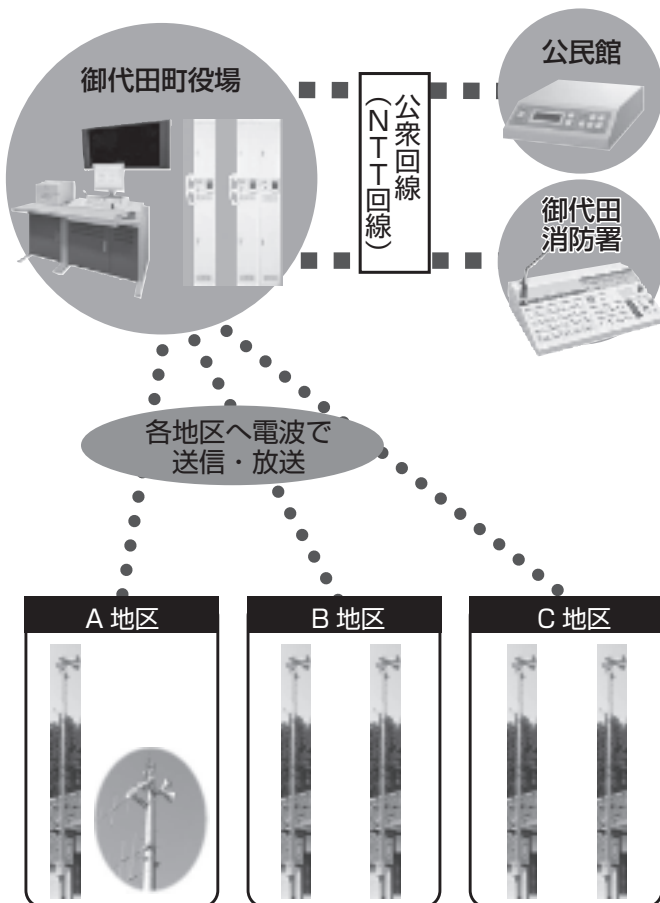
○国が推奨しており、近隣市町においても導入されている。

4. 新たな緊急情報伝達システム整備事業の概要

町では、新たな緊急情報伝達システムとして、前述のとおり、防災行政無線を整備していきます。

事業の概要は、防災行政無線を、まちづくり交付金を利用して、全町的に整備していくもので、平成24年4月からの運用開始を目指します。

施設整備の内容は、無線の送受信設備など施設の心臓部となる親局を役場庁舎に設け、この親局からの情報を町民の皆さまへ伝達する設備として、屋外拡声スピーカー施設を町内全域で68カ所に設置する予定です。



この親局と屋外拡声スピーカー施設の間は、電波を利用することで、オフトーク通信のように電話線が断線してしまうと情報伝達が行えないということはありません。また、停電時でも、親局は、役場庁舎の非常用電源装置に接続しており、屋外拡声スピーカー施設は、バッテリーを備え、約1日は放送が可能となっています。

この屋外拡声スピーカー施設は、おおむね区単位に設置する予定です。平時は、区の連絡放送などを行う地区放送施設としても利用することができますようになります。

5. 防災行政無線で行う放送

(1) 非常通信

- ・大規模火災や災害の発生に関する告知
- ・大規模災害発生時の避難勧告や避難命令などの告知
- ・J-ALERT(緊急地震速報や火山警報)など

(2) 緊急通信

- ・行方不明者の捜査協力依頼
- ・突発的な断水・停電の告知 など

(3) 設備管理用通信

- ・設備が故障していないことを確認するための試験通信(一般的に時報や音楽を定時に流します。また、下校時の注意喚起放送も実施可能です。)
- ・行政放送(選挙投票促進、交通安全など)

※防災行政無線ではオフトーク通信で昼と夜に行っていた、「お知らせ放送」は行いません。
なお、オフトーク通信による「お知らせ放送」は、当面の間継続します。

6. 補完システム等

町では、防災行政無線を町から住民の皆さまへの緊急情報等を伝達するための基幹システムとして考えています。このため、一人でも多くの住民の皆さまに情報が伝達できるよう考えています。しかし、気象条件により、聞き取りにくいこともあります。そのような場合に防災行政無線を補完する仕組みとして、町公式ホームページ(PC・携帯)、FM放送やCATVなどに加え、携帯電話などへの緊急情報のメール配信について導入を考えていきます。

なお、防災行政無線は、緊急情報伝達のためのネットワークであり、実際の災害時は、地域住民の皆さまの相互協力、自主防災組織など「人のネットワーク」が必要です。自分の身を守るためにも、身近な人のネットワークづくりについて、家族で話しあってみてはいかがでしょうか。

現在

今後



問い合わせ先 総務課(内線25・26)